

質 疑 回 答 書

住	所	岡山県津山市山北520
担 当 課 名		津山市環境福祉部環境事業課
電 話 番 号		0 8 6 8 - 2 2 - 8 2 5 5
F A X		0 8 6 8 - 3 2 - 2 0 9 3

工 事 名 津山市ごみ焼却場等解体撤去工事

工 事 場 所 津山市 小桁 地内

番号	図面番号等	質疑内容	回答事項
1		<p>配布資料、「津山市ごみ焼却場等解体撤去工事設計書（参考）」の数量の取扱いについてご質問します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 13《廃材運搬処分》、 21《廃材運搬処分》、 30《廃材運搬処分》、 35《廃材運搬処分》、 38《廃材運搬処分》、 41《廃材運搬処分》、 43《廃材運搬処分》、 48《廃材運搬処分》、 53《廃材運搬処分》、 60《廃材運搬処分》へ記載の処分費の数量について設計変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 ・ 63《汚染土壌処分工事》へ記載の運搬・処分4,680 tの処理費の数量について、設計変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。 	<p>発注仕様書 P.9 1(2) A 及び P.27 3(2) I の記載のとおりとする。</p>
2		<p>11新設工事《土木建築工事》の項目を見積する平面断面図および構造図等の詳細図がありません。ご提示ください。</p>	<p>発注仕様書 P.34 (16) I の記載のとおりとする。 添付資料 図面の図面番号342に示す方針で計画して見積すること。</p>
3		<p>発注仕様書 P.5(4) 整地工事箇所へ「(別添外構撤去計画図等参照)」とありますが、計画図が見あたりません。ご提示ください。</p>	<p>2の回答事項と同じ。</p>
4		<p>設計図面、整理番号3 現況縦横断面図(調査位置)に「注」標記の標高は、水準測量成果による数値ではなく・・・想定した標高である」と記載があり、整理番号4 現況縦横断面図(縦断面図)には、仕上がり面を記載した縦断面図があります。仕上がり面は、現況の高さで仕上げると考えてよろしいでしょうか。又、想定標高と現地に相違がある場合協議の対象になると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
5		<p>発注仕様書 P.5(4) 整地工事において、「指定する排水側溝を復旧及び設置すること」とありますが、外溝構造物撤去平面図には記載されておられません。復旧及び設置する排水側溝をご教示ください。</p>	<p>2の回答事項と同じ。</p>
6		<p>発注仕様書 P.5(5) 付帯業務イにおいて、市が実施中の土壌汚染の表層調査結果により、詳細調査内容(深度調査)は設計変更になるとの記載がありますが、変更対象は工事の内容と同時に工期についても変更対象と解してよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>原則、工期の延期は行わない。</p>
7		<p>発注仕様書 P.20才廃棄物及び解体材の分別、処理において、微量 PCB 含有の絶縁油を含む変圧器については、2台以外には無いものと解してよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>

回 答 者

津山市環境福祉部 環境事業課

質 疑 回 答 書

住 所	岡 山 県 津 山 市 山 北 520	
担 当 課 名	津 山 市 環 境 福 祉 部 環 境 事 業 課	
電 話 番 号	0 8 6 8 - 2 2 - 8 2 5 5	
F A X	0 8 6 8 - 3 2 - 2 0 9 3	

工 事 名 津山市ごみ焼却場等解体撤去工事

工 事 場 所 津山市 小桁 地内

番号	図面番号等	質疑内容	回答事項
8		発注仕様書P.20イアスベストの処理方法において、事前調査結果一覧P.34の表3.5.1アスベスト調査結果では、ソフト巾木・Pタイルは備考欄にアスベスト扱いの表記がありますが、発注仕様書P.21ではソフト巾木のみが石綿含有物とみなし処分とあります。Pタイルはアスベストの含有は無いものと解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	事前調査結果一覧報告書P.34を正とし、Pタイル・ソフト巾木は、石綿含有物として処分すること。
9		発注仕様書P.24工 周辺環境において、「アスベストの風下測定地点では鉛直方向の測定も実施すること」とありますが、鉛直方向とは地上からどの程度の高さ・点数等なのでしょうか。測定の仕様をご教示ください。	風下側鉛直方向の測点高さは1.5~2.0mと3.0~5.0mの2点を想定している。ただし、詳細については、請負者との協議により決定する。
10		発注仕様書P.28才関係法規の諸手続において、土壤汚染対策法第14条の届出により土地の形質変更届出地域の指定を受ける予定との記載がありますが、届出、指定に伴う行政協議で、工期の変更が余儀なくされる場合、設計変更協議の対象になると解してよろしいですか。ご教示ください。	6の回答事項と同じ。
11		発注仕様書P.33イ環境対策モニタリング工において、振動騒音及び大気粉じん・粉じん中の鉛の測定は、工事開始前・工事中・工事後の任意の1日において、3回/日測定することと解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	発注仕様書P.33イ環境対策モニタリング工の文章を下記のとおり訂正する。 騒音振動は、解体工事の敷地内常時監視を活用するとともに、近隣付近住宅1地点において、工事着手前1回・工事期間中の施工時3回とする。 大気環境（粉じん、粉じん中鉛）は、敷地境界部4地点において、工事着手前1回・工事期間中の施工時3回とする。
12		発注仕様書P.4(1)建築物及び構造物等の解体撤去工事、P.14(3)土木建築構造物解体工事A支持杭撤去において、杭についてはGL-2m（基礎底面から-2m）まで撤去とありますが、配布図面（図面番号38、335、338）特記事項には全て撤去対象と記載されています。発注仕様書の記載を正としてよろしいですか。また、排ガス及びダスト処理棟のソイルコラム基礎は全撤去と解してよろしいですか。ご教示ください。	お見込みのとおり。

回 答 者

津山市環境福祉部 環境事業課